

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 9

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思っております。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q33 建材試験センターが性能評価した仕様もしくは告示で例示されている仕様に該当する製品に、建材試験センターのマークを添付することを認めてもらえないでしょうか？

A33 製品にマークを付けることを承認することは、その個々の製品が所定の性能を有していることを証明することになります。このような行為は製品認証と呼ばれています。製品認証を第三者の立場で行う機関が、その行為の一環として、一般にマーク表示ないしはリスティングを行うこととなります。当然、マーク表示を承認している機関の責任は重くなります。

ISO/IECでは、マーク表示が誤用された場合に認証機関がとるべき措置のガイドライン (ISO/IECガイド27) が定められているほど、このことを重視しています。

このガイドでは、単に、誤用といっても、2つの種類があるとされています。一つは、マーク表示の要件を満足していない製品にマークが付けられた場合であり、もう一つは、マーク表示を許可した製品に危険性があることが後に判明した場合です。前者は、以下のような形態をとるとされています。

- a) マークの誤適用、又は不適合品への誤適用
契約違反、不適切な品質管理、又は、認証機関もしくは試験所による適合判定の誤りなどから起こりえます。
- b) 無許可でのマークの使用
認証されていない製品にマークを付けることによって起こります。

後者の場合は、以下のような形態をとります。

- a) 規格が不適切
製品が最終的に予測しなかった方法で使用された。
- b) 製造上の欠陥があった。
さらにガイドでは是正措置を要求すべき場合、とるべき是正措置の種類 是正措置のタイミングなどについてのガイドラインも示されています。
また、ISO/IECガイド65 (JIS Q 0065) には、第三者製品認証機関が備えるべき要件も示されています。その要求内容は、認証機関の組織に

関すること、運営に関すること、品質システムに関すること、認証機関の要因に関すること、認証の手続きに関することなど、多岐にわたっています。ごく簡単に言うと、最近普及しているISO 9000シリーズによる品質システムの完備の他に認証業務に携わる要員の能力の検定が加わったようなものと考えられます。

このように、マーク表示が安心して広く一般に受け入れられるためには、様々な条件を整えておく必要があります。建材試験センターとしては、中途半端な形でマーク表示を認めることはできないと考えています。

ちなみに、建材試験センターがおこなっている建築基準法に基づく性能評価並びに同法に基づく

国土交通省告示への該当証明は、あくまでも、申請者から提示された仕様が国土交通省の要求に適合していることを証明するものです。従って、残念ながら個々の製品についてまで、その適合性を判断してはいません。このため、国土交通省としても、建材試験センターとしても、マーク表示を認めることはできないのです。

とはいえ、製造者等の供給者、設計者又は建設業者等の購入者の強い要望があれば、第三者の立場での認証業務の提供を考えないわけではありません。現在、建材試験センター内に検討グループを設けて最適なシステムの構築に向けて準備を開始しました。詳細が決まり次第、当誌及びホームページにて情報を提供しますので、しばらくお待ちください。

Q34 建築基準法の要求に適合していることを自主的にラベル表示した場合、その信頼性を高めるためにはどのようにしたらよいのでしょうか？

A34 製造者、販売者が自主的なラベル表示を始めたとしても、その内容の適切さを判断できる目安がなければ、結局のところ役に立たないかもしれません。工業製品を例にとって、どのような方法で適切さを判断するのが一般的となっているかを説明することとします。

製造者等が自己責任において、適合性を宣言する場合についてのガイドラインがISO/IECガイド22 (JIS Q 0022) に示されています。

以下に、ガイド22の一般要求事項を再録させていただきます。

「供給者は、宣言の対象とした基準文書が規定する、製品、プロセス又はサービスの特性について責任を持たなければならない。

宣言は、第一者、第二者又は第三者による試験又は評価に基づかなければならない。

供給者は、宣言書において、例えば、認定された試験所や他の適合性を評価する活動、もしくはプログラムを活用していることを表示してもよいし、又は認証/マーク/審査登録を取得していることについて表示してもよい。」

なお、宣言書においては対象とした基準文書を「正確に、漏れなく、明確に記述する。」こととなっています。また、製品に表示を行う場合には、「宣言の一部が製品への表示によって示される場合（例えば、規格の参照）には、その表示は、認証マークと混同される可能性のある方法であってはならない。このような表示は、適合宣言にそ（遡）及可能でなければならない。また、法的要求がない限り、製品への表示がマネジメントシステムを参照することは認められない。」

ここでいう、「認証マーク」は、第三者によっ

て許可された認証マークを意味します。また、マネジメントシステムは、ISO 9000シリーズないしはISO 14000シリーズのマネジメントシステムを意味します。

これは、ISO 9000及びISO 14000は、マネジメントシステムの審査登録のための規格であり、製品の信頼性を検証するための規格ではないということを反映しています。

JIS規格への適合宣言、または、国土交通大臣によって指定もしくは認定された仕様への適合宣言など、供給者による適合宣言の機会が増加してきています。

建材試験センターとしては、今後、自己宣言の導入を検討していらっしゃる製造者の方々に支援することも検討させていただきますので、性能評価本部まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

Q35 第三者製品認証制度とはどういったものなのでしょうか？

A35 第三者製品認証制度と建築基準法ないしは住宅品質確保法とは直接の接点はありませんが、本号の話題と密接に関連しているため、一緒に説明させていただきます。

ISO / IECの出版物である「認証と関連する活動 (Certification and Related Activities)」の第一章a) に、第三者が行う製品認証制度についての解説が書かれています。この解説は、ISOガイド23「第三者認証制度における規格適合性を示す手法」及びISOガイド28「製品に対する第三者認証における一般則」に基づくものとなっており、国際的に広く受け入れられた解説と考えることができます。

第三者製品認証制度の利点は、製品を国際市場で受け入れられ易くなることにつきます。但し、そのためには、この製品認証制度の国際調和が図られる必要があります。この意味で、先の二つのISOガイドに基づく製品認証制度が、広く各国に浸透していくことが望まれます。

先の「認証と関連する活動」によると、第三者製品認証を構成する要素として、以下のことがあげられています。

- ・適切な認証団体を参加させること
- ・適切なコントロールメカニズム（契約）を締結

すること

- ・適切な技術基準 / 技術仕様を採用すること
- ・適切な検証制度を採用すること
- ・固有のルールを策定し、利用すること
- ・当初に工場の査察を行うこと
- ・適切な試験並びに検定に関する実行プログラムを用いること
- ・適切な適合性判定の方法を用いること
- ・フォローアップサービス / 追跡査察のプログラムがあること
- ・適合証明書あるいは適合マークの実施プログラムがあること
- ・適合証明した内容の広報制度があること
- ・不服請求に対する措置が決まっていること

もちろん、これらの全ての要素が満足されない第三者製品認証制度と呼ばないわけではありませんが、何らかの形でこれらが担保されない限り、国際的に認められた第三者製品認証制度と呼ぶことはできません。

建材試験センターも、皆様方から安心して利用していただける第三者製品認証を提供していけるよう、日夜、努力しております。皆様方の暖かいご支援をよろしくお願いいたします。